

証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)

改正案	現行
<p>(弊害防止措置)</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 証券会社が有価証券(国債証券等を除く。)の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること(次に掲げる場合を除く。)</p> <p>イ 当該証券会社の親法人等又は子法人等である信託会社又は</p>	<p>(弊害防止措置)</p> <p>第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 証券会社が有価証券(国債証券等を除く。)の引受人となつた日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること(当該証券会社の親法人等又は子法人等である信託会社又は信託業務を営む金融機関(以下この条において「信託会社等」という。)に運用方法が特定された金銭の信託(当該金銭の信託の委託者が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。)に係る信託財産をもつて当該有価証券を取得させる場合及び当該証券会社の親法人等又は子法人等である証券会社(外国証券会社を含む。)又は法第六十五条の二第一項の登録を受けた銀行、信託会社若しくは令第一条の九に掲げる金融機関(以下この号において「親証券会社等」という。)がその顧客(当該顧客が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。)から当該有価証券の売買に関する注文を受け、親証券会社等がその相手方となつて当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合を除く。)</p> <p>(新設)</p>

信託業務を営む金融機関（以下この条において「信託会社等」という。）に運用方法が特定された金銭の信託（当該金銭の信託の委託者が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）に係る信託財産をもつて当該有価証券を取得させる場合

ロ 当該証券会社の親法人等又は子法人等である証券会社（外国証券会社を含む。）又は法第六十五条の二第一項の登録を受けた銀行、信託会社若しくは令第一条の九に掲げる金融機関（以下この号において「親証券会社等」という。）がその顧客（当該顧客が当該証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合を除く。）から当該有価証券の売買に関する注文を受け、親証券会社等がその相手方となつて当該売買を成立させるために当該有価証券を取得させる場合

ハ 当該有価証券の募集又は売出しに際し、ブックビルディング（証券取引所又は証券業協会の規則で定めるところにより、有価証券の募集又は売出しに際して行う当該有価証券に対する投資者の需要の状況に関する調査をいう。）を行つた場合において、当該ブックビルディングにより当該有価証券に対する投資者の十分な需要が適正に把握され、合理的かつ公正な発行条件が決定されている場合

七
十
（略）

七
十
（略）